

## 第四 政務活動費

地方自治法  
第百条

～ (略)

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

～ (略)



# 1 熊本県政務活動費の交付に関する条例

平成21年 3月27日

条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、熊本県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派（政治上の主義及び理念並びに政策を共有する議員が結成した団体（所属議員が1人の場合を含む。）をいう。以下「会派」という。）及び議員に対して交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付の対象となる者)

第3条 県は、会派又は議員に対して政務活動費を交付する。

(額及び交付の方法)

第4条 政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

2 政務活動費の交付の方法は、会派又は議員ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 会派に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額に、当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額

(2) 議員に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額

(3) 会派及び議員に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額を会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額に区分し、会派に交付する額にあっては

会派に交付する額に区分された額に議員の数を乗じて得た額、議員に交付する額にあっては議員に交付する額に区分された額

(会派届等)

第5条 会派を結成したとき、又は一般選挙後、会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した会派届を議長に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 会派を結成した日
- (4) 所属する議員の数及び氏名
- (5) 前条第2項に規定する政務活動費の交付の方法
- (6) 前条第2項第3号に掲げる政務活動費の交付の方法を選択する会派にあっては、会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分
- (7) 前条第2項第1号又は第3号に掲げる政務活動費の交付の方法を選択する会派にあっては、第10条に規定する政務活動費経理責任者の氏名

2 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、当該変更に係る事項を記載した会派変更届を議長に提出しなければならない。

3 会派が解散、合併等により消滅した場合（議員の任期満了及び議会の解散による場合を除く。以下同じ。）は、当該会派の代表者であった者は、その旨を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知等)

第6条 議長は、毎年度、当該年度の初日において在職する議員を、同日の翌日から起算して5日以内に、会派に所属する議員にあっては当該会派に係る前条第1項各号に規定する事項を、会派に所属しない議員にあっては氏名を知事に通知しなければならない。

2 議長は、前条各項の会派届、会派変更届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに、これを知事に通知しなければならない。

3 年度の中途において議員となった者で会派に所属していない議員がいる場合は、議長は、当該者の議員としての任期が開始

する日（再選挙、補欠選挙その他任期満了による一般選挙以外の事由により当選人と定められた議員にあっては、その当選の効力発生の日をいう。以下「任期開始の日」という。）の翌日から起算して5日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- (1) 議員となった者の氏名
- (2) 任期開始の日

4 前3項に定めるもののほか、年度の中途において辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により議員でなくなった者がいる場合は、議長は、それらの事由の生じた日の翌日から起算して5日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- (1) 議員でなくなった者の氏名
- (2) 議員でなくなった事由
- (3) 事由が生じた年月日

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による通知があったときは、速やかに、当該年度に係る政務活動費（年度の中途において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日が属する月までの政務活動費）の交付の決定を行わなければならない。

2 知事は、前条第2項の規定による通知（会派変更届に係る通知にあっては、第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に関する変更に係るものに限る。）又は前条第3項若しくは第4項の規定による通知があったときは、速やかに、当該年度に係る政務活動費の交付の決定、変更交付の決定又は交付取消しの決定を行わなければならない。

3 知事は、前2項の決定を行ったときは、速やかに、当該決定に係る会派の代表者（会派が解散、合併等により消滅した場合は、会派の代表者であった者をいう。以下第11条第2項及び第13条において同じ。）又は議員及び議長に対し、その旨を通知しなければならない。

(算定方法等)

第8条 第4条第2項に規定する政務活動費の交付額は、月の初日に議員である者を基準として算定する。

2 月の途中において、次に掲げる事由が生じた場合におけるこれらの事由が生じた日（その日が月の初日である場合を除く。）の属する月の政務活動費の交付額の算定については、これらの

事由が生じなかったものとみなす。

- (1) 任期満了（月の初日において任期満了により議員でなくなった者が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となった場合を除く。第12条第2項において同じ。）
  - (2) 議員の辞職、失職、除名又は死亡
  - (3) 議員の会派への入会又は会派からの脱会若しくは除名
  - (4) 会派の結成又は解散、合併等による消滅
  - (5) 議会の解散
  - (6) 第4条第2項に規定する政務活動費の交付の方法の変更（同項第3号に規定する会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分の変更を含む。）
- 3 各会派の所属議員数の計算に当たっては、同一議員について重複して行うことができない。

（請求及び交付）

第9条 会派の代表者及び議員は、第7条第3項の規定による交付の決定又は変更交付の決定通知を受けたときは、四半期ごとに、当該四半期に属する月分として交付を受けるべき政務活動費を知事に請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、四半期ごとに、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該四半期に属する月分として交付すべき政務活動費を交付するものとする。

（政務活動費経理責任者）

第10条 第4条第2項第1号又は第3号に掲げる政務活動費の交付の方法を選択する会派は、政務活動費経理責任者を置かなければならない。

（証拠書類等の整備及び保存）

第11条 政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置くとともに、領収書その他の証拠書類（次項及び次条第1項において「証拠書類」という。）を整理し、及び保管しなければならない。

- 2 会派の代表者及び議員（議員であった者を含む。）は、前項に規定する会計帳簿及び証拠書類を次条第1項又は第2項の規定により収入及び支出の状況の報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収入及び支出の状況の報告等)

第12条 地方自治法第100条第15項の規定による議長への報告は、年度ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該年度の翌年度の初日から起算して30日以内に行うものとする。

- (1) 書面をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他議長が定める事項(次号において「当該年度に係る報告事項」という。)を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)並びに当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類の写しを提出する方法
  - (2) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)とその報告の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により、当該年度に係る報告事項を収支報告書の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録及び当該電磁的記録に記録された政務活動費による支出に係る証拠書類に記載されている事項を記録した電磁的記録を提出する方法
- 2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において、会派が解散、合併等により消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなった場合には、会派の代表者であった者又は議員であった者(議員の死亡に係る場合は、その相続人)は、会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの政務活動費に係る収入及び支出の状況を、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該会派が消滅した日又は議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に報告するものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による報告が電磁的記録をもってされたときは、当該報告は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

- 4 議長は、第1項又は第2項の規定による報告の際提出された収支報告書その他のものの写し又は複製を、速やかに、知事へ送付し、又は送信するものとする。

(政務活動費の返還)

第13条 会派の代表者又は議員（議員が死亡した場合は、その相続人。次項において同じ。）は、一の四半期中途で、第7条第2項の規定による政務活動費の変更交付の決定又は交付取消しの決定（以下この項において「変更交付決定等」という。）を受けた場合において、変更交付決定等の原因となる変更事由の生じた日の属する月（当該事由の生じた日が月の初日であるときは、当該事由の生じた日の属する月の前月）までの月分として会派又は議員が交付を受けるべき政務活動費の額を超える額の交付を既に受けている場合は、当該変更交付決定等を受けた日の翌日から起算して60日以内に、県に対し、その超える額を返還しなければならない。

- 2 会派の代表者及び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する経費に係る支出をいう。）の総額を控除して残額がある場合には、当該残額に相当する額（以下「政務活動費の残額」という。）を翌年度の初日から起算して60日以内に返還しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による報告をした場合において、政務活動費の残額があるときには、当該報告をした者は、当該報告すべき期間の末日の翌日から起算して30日以内に政務活動費の残額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第14条 議長は、第12条第1項又は第2項の規定による報告の際提出された収支報告書その他のものを、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書その他のものの閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第15条 議長は、第12条第1項又は第2項の規定による報告がされたときは、必要に応じ調査を行う等政務活動費の適正な運用

を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付決定手続、請求及び返還に関し必要な事項は知事が、その他この条例の施行に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月25日条例第86号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成25年3月1日)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の熊本県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則 (令和6年3月25日条例第22号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員及び会派が雇用する職員並びに議員及び議員が雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派及び議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派及び議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

## 2 熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成21年 3月27日

議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県政務活動費の交付に関する条例（平成21年熊本県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派届等)

- 第2条 条例第5条第1項の会派届は、別記第1号様式とする。
- 2 条例第5条第2項の会派変更届は、別記第2号様式とする。
  - 3 条例第5条第3項の会派解散届は、別記第3号様式とする。

(政務活動費経理責任者)

第3条 条例第10条に規定する政務活動費経理責任者は一の会派につき2人（所属議員が1人である会派にあっては、1人）とする。

(収入及び支出の状況の報告)

- 第4条 条例第12条第1項の議長が定める事項は、条例第2条に規定する経費に係る支出の内訳とする。
- 2 条例第12条第1項の収支報告書は、政務活動費収支報告書（別記第4号様式）とする。
  - 3 条例第12条第1項第2号の議長が定める電子情報処理組織（同号に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、議長の使用に係る電子計算機（同号に規定する電子計算機をいう。以下この条及び次条において同じ。）と、議長に対して報告を行う相手方の使用に係る電子計算機であって当該議長の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回路で接続した電子情報処理組織とする。
  - 4 条例第12条第1項第2号の規定により電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）をもって議長に対して報告をする相手方は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び電磁的記録をもって当該報告をするときに提出すべきものを、当該議

長に対して報告をする相手方の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して、報告をしなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第5条 条例第14条第2項の規定による閲覧は、条例第12条第1項又は第2項の規定により報告をすべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第1項第2号の規定による報告の際提出された電磁的記録の閲覧は、議長の使用に係る電子計算機を用いて当該電磁的記録を閲覧する方法によってのみ行うことができるものとする。

3 条例第14条第2項の規定による閲覧は、議長が指定する場所で、熊本県の執務時間に関する規則（平成元年熊本県規則第31号）第1条に規定する執務時間中にしなければならない。

4 条例第14条第2項の収支報告書その他のもの（次項において「収支報告書その他のもの」という。）及び第2項の議長の使用に係る電子計算機は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

5 条例第14条第2項の規定による閲覧をする者は、収支報告書その他のもの又は第2項の議長の使用に係る電子計算機を丁寧に取り扱い、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 収支報告書その他のもの又は第2項の議長の使用に係る電子計算機を破損し、汚損し、加筆し、複写し、又は撮影する行為

(2) 第3項の議長が指定する場所における他人の迷惑となる行為

6 前3項の規定に違反する者に対しては、議長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(一般選挙後の措置)

第6条 条例の規定により議長が行う事務については、一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、議会事務局長が行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別記第8号様式の規定は、この告示の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月5日議会告示第1号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成25年3月1日）

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に熊本県政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月12日議会告示第2号）  
この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日議会告示第4号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日議会告示第3号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

会 派 届

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派の名称  
代表者の氏名

熊本県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	会派の名称	
2	代表者の氏名	
3	会派を結成した日	年 月 日
4	所属議員の 数及び氏名	数 人
	氏名	
5	交付の方法	<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派（1人当たりの月額） 円 人 議員（1人当たりの月額） 円 人  会派（1人当たりの月額） 円 人 議員（1人当たりの月額） 円 人  会派（1人当たりの月額） 円 人 議員（1人当たりの月額） 円 人
6	政務活動費経費 責任者の氏名	

- 備考
- 1 交付の方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。この場合において、会派及び議員に交付する方法を採る場合は、会派及び議員に交付する額を記入してください。
  - 2 会派及び議員に交付する方法を採る場合において、交付の方法が一律でない場合には、議員毎の交付方法を記入した一覧表を添付してください。
  - 3 政務活動費経費責任者の氏名の欄には、議員に交付する方法を採る会派にあっては、記入する必要はありません。
  - 4 政務活動費経費責任者の氏名の欄には 2 人記入してください。所属議員が 1 人である会派にあっては、1 人で構いません。

別記第2号様式（第2条関係）

会 派 変 更 届

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派の名称  
代表者の氏名

次の事項について、 年 月 日に変更がありましたので、熊本県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項		新	旧
1 会派の名称			
2 代表者の氏名			
3 所属議員 の数及び氏名	数 氏名	人	人
4 交付の方法		<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派(1人当たりの月額) (            円    人) 議員(1人当たりの月額) (            円    人)  会派(1人当たりの月額) (            円    人) 議員(1人当たりの月額) (            円    人)  会派(1人当たりの月額) (            円    人) 議員(1人当たりの月額) (            円    人)	<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派(1人当たりの月額) (            円    人) 議員(1人当たりの月額) (            円    人)  会派(1人当たりの月額) (            円    人) 議員(1人当たりの月額) (            円    人)  会派(1人当たりの月額) (            円    人) 議員(1人当たりの月額) (            円    人)

- 備考 1 変更に係る事項についてのみ記入してください。
- 2 交付の方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。この場合において、会派及び議員に交付する方法を採る場合は、会派及び議員に交付する額を記入してください。また、交付の方法が一律でない場合には、議員毎の交付方法を記入した一覧表を添付してください。

別記第3号様式（第2条関係）

会 派 解 散 ・ 消 滅 届

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派の名称  
代表者の氏名

熊本県政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散又は消滅した会派の名称
- 2 解散又は消滅した年月日
- 3 解散又は消滅した理由

別記第4号様式（第4条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派にあつては名称及び代表者の氏名  
議員にあつては氏名

年度政務活動費収支報告について  
熊本県政務活動費の交付に関する条例第12条（第1項・第2項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書等を提出します。

年度政務活動費収支報告書

1 収 入 政務活動費 円

2 支 出

経 費	支出額(単位:円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 広 聴 費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額 ( 円)

4 政務活動費経理責任者の氏名

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。